

## 板橋区学校給食室改修時における保護者負担軽減補助金交付要綱

(平成27年2月1日区長決定)

(令和2年7月21日一部改正)

### ( 目 的 )

第1条 この要綱は、板橋区立小中学校の給食室（以下「給食室」という。）改修工事時に給食室を使用できず、区が給食の代替として仕出し弁当を提供する場合において、その仕出し弁当の支払金額と給食費との差額を交付する保護者負担軽減補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### ( 補 助 対 象 者 )

第2条 この要綱により交付を受けられる者は、板橋区立小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）であって、給食室改修時に、給食の代替として学校及び教育委員会が認めた事業者の仕出し弁当を購入するものとする。

### ( 補 助 額 )

第3条 補助額は、「仕出し弁当の支払金額」と「給食費から牛乳支払金額を除いた金額」との差額とする。

### ( 申 請 )

第4条 差額補助の交付を受けようとする保護者は、板橋区学校給食室改修時保護者負担軽減補助金交付申請書に必要事項を記入し、区長に申請するものとする。

### ( 決 定 及 び 通 知 )

第5条 区長は、前条により申請が行われ、交付することが適当と認めた場合は板橋区学校給食室改修時保護者負担軽減補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

### ( 請 求 )

第6条 前条により、決定を受けた保護者は、板橋区学校給食室改修時保護者負担軽減補助金交付請求書により、区長に請求をするものとする。

### (請求等の委任)

第7条 補助金の交付の決定を受けた保護者は、前条の請求及び補助金の受領に関する事務の全部又は一部を児童又は生徒の属する学校の学校の長（通級の児童又は生徒は通級先の学校の長）に委任することができる。

### (決定の取り消し・変更)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するものとする。

- (1) 保護者又は代理人が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助要件を満たしていないとき。
- (3) その他区長が認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める事務処理要領によるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行する。